

第 26 回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 | 令和8年6月30日 13:30~14:30

2. 場 所 釧路市役所本庁舎 議会議場

3. 出席委員

1 番 廣瀬女公美 委員	2 番 清水 幸治 委員	4 番 熊坂 隆雄 委員
6 番 大畑 礼子 委員	8 番 中川 浩幸 委員	9 番 佐藤 泰正 委員
10 番 稲場 洋二 委員	11 番 金子 靖 委員	14 番 二谷 幸裕 委員
15 番 浅野 徳昭 委員	16 番 伊藤 まり 委員	17 番 野村 照明 委員
19 番 成田 俊英 委員	20 番 松下 裕幸 委員	21 番 吉澤しのぶ 委員

(以上 15名)

4. 欠席者 3番 菅原 雄一 委員 5番 志賀 忠浩 委員 7番 樋口 英樹 委員
12番 佐藤 裕司 委員 13番 瀬戸 賢成 委員 18番 福西 範 委員

5. 参 与 者

農業委員会事務局

事務局長 塩田 省吾 事務局長補佐 高山 直樹 主事 南 佑汰

会計年度任用職員 藤本 恵美 杉野 恵 熊野 香苗

(以上 6名)

会議録署名委員の指名	14 番	二谷 幸裕	委員
	15 番	浅野 徳昭	委員

6. 議事日程 会期決定について 令和 8年 6月 30日(1日)

報告 第45号	現況証明願について（市街化区域）
報告 第46号	農業経営証明願について
議案 第109号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案 第110号	農地法第5条の規定による許可申請に係る進達について
議案 第111号	農用地利用集積等促進計画（案）の決定と要請について
議案 第112号	農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について
議案 第113号	買受適格証明願について

議長
野村会長

それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。
お忙しいところ、お集まりいただき、ありがとうございます。
ただいまより、第26回鉏路市農業委員会総会を開催いたします。
本日の出席者は15名です。
議事録署名人に14番、二谷幸裕委員、15番、浅野徳昭委員を指名しますので、
よろしくお願いいたします。
なお、会期は本日6月30日の1日といたします。
それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局
塩田事務局長

会務概要報告を行います。
議案書の2ページをご覧ください。

(以下、会務概要報告)

議長
野村会長

ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことは
ありませんか。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件
が2件ございます。

報告第45号「現況証明願」について事務局より報告してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の3ページにございます、報告第45号について報告いたしま
す。

今回は、鉏路地区で2件の申請がございました。

議案書4ページの表の1番は、資料が5ページから7ページにございます。

公簿地目が牧場である、[]の1筆、面積 []㎡の土地に
ついて、所有者の []氏より現況証明願があり、5月27日、事務局職員2名
で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は雑種地
でしたので、5月28日、会長専決により証明書を発行いたしました。

次に表の2番は、資料が5ページと8ページから9ページにございます。

公簿地目が畑である、[]他1筆、面積合計 []㎡の土地につい
て、所有者の []より現況証明願があり、5月29日、事務局職員2名で現地調
査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は雑種地でしたの
で、5月29日、会長専決により証明書を発行いたしました。

以上、報告いたします。

議長
野村会長

ただいま報告がありました、報告第45号について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、次に、報告第46号「農業経営証明願」について報告してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の10ページにございます、報告第46号について報告いたします。

今回は、音別地区で1件、阿寒地区で1件の申請がございました。

議案書 11 ページの表の 1 番は、5 月 28 日、[REDACTED] 氏から、技能実習生制度申請のため、農業を営んでいることの証明に係る申請がありました。

農地基本台帳で農業経営をしていることを確認しましたので、同日、会長専決により証明書を発行いたしました。

次に、表の２番は、６月２日、[REDACTED]氏から、技能実習生制度申請のため、農業を営んでいることの証明に係る申請がありました。

農地基本台帳で農業経営をしていることを確認しましたので、同日、会長専決により証明書を発行いたしました。

以上、報告いたします。

議長
野村会長

ただいま報告がありました、報告第46号について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、続いて、議案の審議に入ります。

議案第109号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議いたします。
事務局より説明してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の 12 ページにございます、議案第 109 号についてご説明いたします。

お手元に配付しております、農地法第3条調査書も併せてご確認ください。

議案書13ページの表の1番は、資料が14ページと15ページにあります。

が所有する、
の1筆、面積㎡の農用地について、氏に円で売買による
所有権の移転を行うものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
野村会長

ただいま説明がありましたが、1 番の現地調査結果について、調査委員長の稲場委員より報告をお願いします。

委員
稲場委員

議案第109号について、報告いたします。

1番の申請内容は、[]が所有する[]
[]の1筆、面積[]㎡の採草放牧地について、[]氏に
総額[]円で売買による所有権の移転を行うものです。

本件について、令和8年6月10日、阿寒地区農業委員3名、及び、事務局職員
3名で現地調査を行った結果、当該申請地については、今後も採草放牧地として適
正に利用・管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件を、すべて満た
しておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

稲場委員、ありがとうございました。

ただいま説明がありました、議案第109号について審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第109号「農地法第3条の規定による許可申請」について、原案に賛成の
委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第109号「農地法第3条の規定による許可申請」
については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第110号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」につい
て審議いたします。

事務局より説明してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書16ページにございます、議案第110号についてご説明いた
します。

今回、阿寒地区で1件の許可申請がございました。

お手元に配付しております、農地法第5条調査書も併せてご確認ください。

議案書17ページの表の1番は、資料が18ページから27ページにございます。

[]氏が所有する、[]、他3筆、面積合計[]
㎡の農用地について、令和9年7月31日まで、[]に使用貸借
にして、砂利採取を行うための一時転用の許可申請がありました。

砂利採取については、すでに釧路市産業振興部より事前協議の依頼があり、事務
レベルでの事前協議を終了しております。

また、農業振興地域整備計画への影響についても、釧路市農林課に照会を行い、
支障ない旨の回答を得ております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

ただいま説明がありました議案について、調査委員長の稲場委員より報告をお願いします。

議案第110号について調査報告をいたします。

本内容は、[]氏が所有する、[]、他3筆、合計 []㎡の畑について、[]に使用貸借して、砂利採取のための一時転用を行うものであります。

令和8年6月10日、阿寒地区農業委員3名及び事務局職員3名で調査及び協議を行った結果、当該申請者のうち、[REDACTED]は、過去の農地法第5条転用許可における農地復元に疑義が生じており、適切な農地法第5条の適用による農地転用を図る観点からなお慎重に調査、協議する必要があるとして、継続して審査すべきものとなりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

稲場委員、ありがとうございました。

それでは、1番について審議いたしますが、委員長より「継続審査」の申し出がありました。

つきましては、本件を、委員長申し出のとおり「継続審査」といたしますが、これにご異議ございますか。

委員
委員一同

異議なし

議長
野村会長

異議なしと認め、本件を「継続審査」といたします。

次に、議案第 111 号「農用地利用集積等促進計画案の決定と要請」について審議いたします。事務局より説明してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の２８ページでございます、議案第１１１号についてご説明いたします。

今回は、釧路地区で10件、音別地区で10件の計画がございます。

お手元に配付しております、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項調査書も併せてご確認ください。

議案書 29 ページの表の 1 番と 2 番は、資料が 37 ページから 38 ページにございます。

農地中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社（以降農業公社とします）を介し、■■■■氏が所有する、■■■■の1筆、面積合計■■■■m²の農用地について、■■■■氏に年間■■■■円、5年間で賃貸借を行うものです。

次に表の3番と4番は、資料が37ページと39ページにあります。

農業公社を介し、[] 氏 [] が所有する、[] の1筆、面積 [] m² の農用地について、[] 氏に年間 [] 円、5年間で賃貸借を行う

ものです。

次に表の５番と６番は、資料が３７ページと４０ページから４１ページにございます。

農業公社を介し、 氏が所有する、 、他３筆、面積合計 ㎡の農用地について、 氏に年間 円、５年間で賃貸借を行うものです。

次に表の７番と８番は、資料が３７ページと４２ページから４３ページにございます。

農業公社を介し、 氏が所有する、 、他１筆、面積合計 ㎡の農用地について、 氏に年間 円、５年間で賃貸借を行うものです。

次に表の９番と１０番は、資料が３７ページと４４ページにございます。

農業公社を介し、 氏他１名が所有する、 の１筆、面積 ㎡の農用地について、 氏に年間 円、５年間で賃貸借を行うものです。

次に表の１１番と１２番は、資料が４５ページと４６ページにございます。

農業公社を介し、 氏が所有する、 の１筆、面積 ㎡の農用地について、 氏に年間 円、１０年間で賃貸借を行うものです。

次に表の１３番と１４番は、資料が４５ページと４７ページにございます。

農業公社を介し、 氏が所有する、 の１筆、面積 ㎡の農用地について、 氏に年間 円、１０年間で賃貸借を行うものです。

次に表の１５番と１６番は、資料が４８ページと４９ページにございます。

農業公社を介し、 氏が所有する、 、他２筆、面積合計 ㎡の農用地について、 氏に年間 円、５年間で賃貸借を行うものです。

次に表の１７番と１８番は、資料が５０ページと５１ページにございます。

農業公社を介し、 氏が所有する、 、他２筆、面積合計 ㎡の農用地について、 氏に年間 円、５年間で賃貸借を行うものです。

次に表の１９番と２０番は、資料が５０ページと５２ページにございます。

農業公社を介し、 氏が所有する、 、他２筆、面積合計 ㎡の農用地について、 氏に年間 円、５年間で賃貸借を行うものです。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第１１１号を審議いたします。

質問、意見を求めます。

なし

議長

野村会長

委員

委員一同

議長

野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第111号「農用地利用集積等促進計画案の決定と要請」について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第111号「農用地利用集積等促進計画案の決定と要請」については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第112号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議いたします。

事務局より説明してください。

事務局

塩田事務局長

議案書53ページにございます、議案第112号についてご説明いたします。

今回3件の報告がございました。

議案書54ページの農地所有適格法人要件確認書の1番は、

で、令和8年3月の決算の報告となります。

次に、2番は、で、令和7年12月の決算の報告となります。

次に、議案書55ページの農地所有適格法人要件確認書の3番は、

で、令和8年3月の決算の報告となります。

いずれも報告書により、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべての要件を満たしていることを確認しております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

野村会長

ただいま説明がありました、議案第112号について審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第112号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第112号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第113号「買受適格証明願」について審議いたします。

事務局より説明してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の５６ページにございます、議案第１１３号についてご説明いたします。

買受適格証明の発行に当たりましては、通常の農地法第３条許可申請と同様の基準に基づき審査を行い、許可要件を満たしていると認められる場合に証明書を交付することとなります。

また、申請者がこの証明書をもって入札に参加し、落札した場合には、改めて農地法第３条の許可申請を行うこととなりますが、国の通達により、買受適格証明交付時から事情に変更がない限り、農業委員会があらかじめ許可して差し支えない旨を議決しておくこととされております。

このため本案件につきましては、買受適格証明書の発行の可否と落札後に農地法第３条の許可申請があった場合に許可して差し支えない旨の議決を併せてお願いするものでございます。

議案書５７ページの表の１番は、 氏より、公売に参加するための証明願があったものです。

この願い出につきましては、農地法３条申請要件を満たしていることを確認しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長
野村会長

ただいま説明がありました、議案第１１３号について審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第１１３号「買受適格証明願」について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第１１３号「買受適格証明願」について、原案のとおり決定いたしました。

これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしました。他に何かございませんか。

なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、申請であることを認めます。

令和 8年 6月30日

議 長 野 村 照 明

署名委員 二谷 幸裕

署名委員 浅野 徳昭